

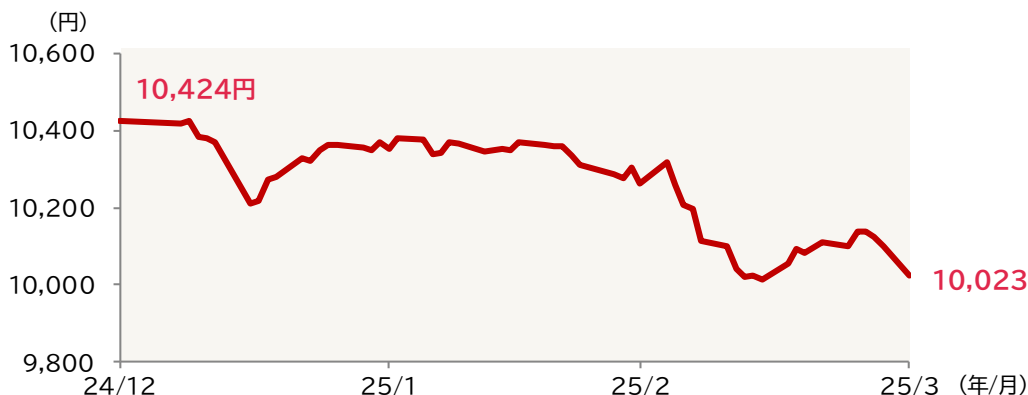
投資のソムリエ

追加型投信／内外／資産複合

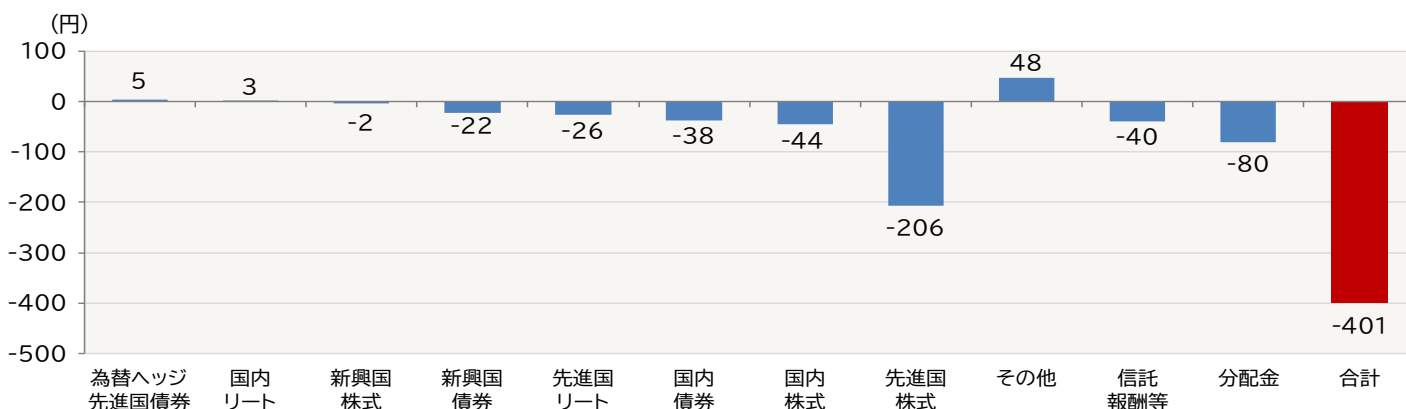
平素は「投資のソムリエ」(以下、「当ファンド」)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
当資料では、当ファンドの2025年1-3月期の運用状況を振り返ります。

当四半期は安定資産およびリスク性資産がマイナスに寄与し、2025年3月31日時点の当ファンドの基準価額は10,023円と、前四半期末から401円の下落となりました。なお、当ファンドは1月14日に決算を迎え、80円(1万口当たり、税引前)の分配金をお支払いしています。

基準価額の推移 |



基準価額の要因分析 |



※期間: 2024年12月末～2025年3月末

※上記の要因分析は、組入資産の値動き等が基準価額に与えた影響をご理解いただくために「簡便法」により計算していますので、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、四捨五入の関係上、合計が合わない場合があります。

※上記の各資産は、P4の「ファンドの特色」に記載のマザーファンドの内容です。各資産へは当該マザーファンドを通じて実質的に投資を行います。

※その他には為替ヘッジによる損益およびヘッジコスト等を含みます。また、当ファンドが直接行った株価指数先物取引、債券先物取引等による評価損益等を含む場合があります。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

P6の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

運用状況 (2024年12月30日～2025年3月31日)

運用チームからのコメント |

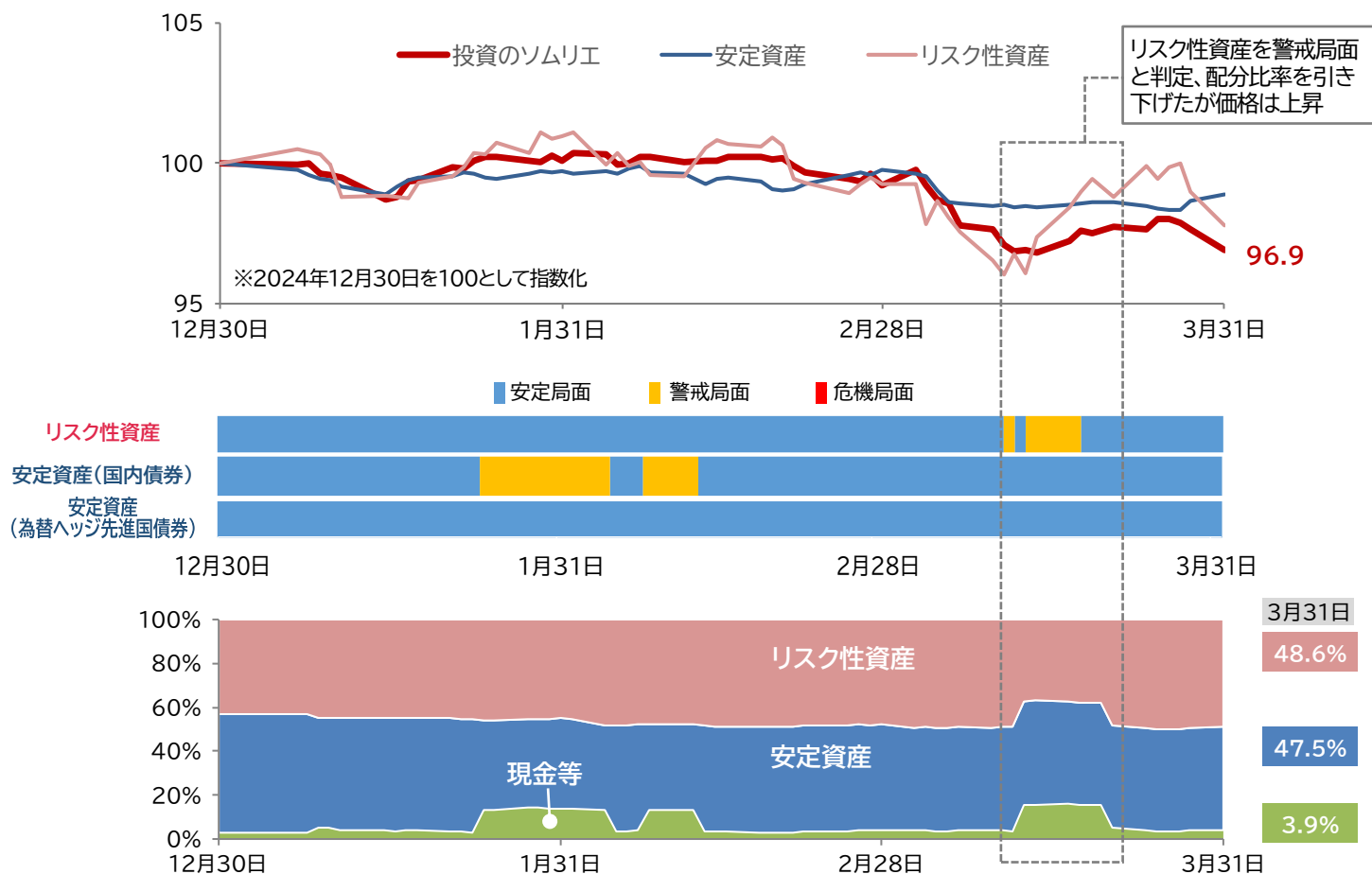
当四半期は、安定資産およびリスク性資産がマイナスに寄与し、基準価額は下落しました。

月次戦略では、国内債券や国内株式、先進国株式がマイナス寄与となりました。

日次戦略では、国内債券を1月下旬と2月初旬に警戒局面と判定し、配分比率を引き下げたことでマイナスの影響を軽減できました。一方、リスク性資産は3月中旬に一時的に警戒局面と判定し、配分比率を引き下げましたが、その後の先進国株式などの上昇の恩恵を十分に受けられず、当四半期を通じるとマイナスとなりました。

米政権による相互関税導入を受けて、世界景気の下振れリスクが台頭しており、米中の報復関税等の応酬が続けば、さらに強い影響も予想されます。一方で、米政権と各国との交渉の進展やFRB(米連邦準備理事会)の対応次第では、現状の景気後退の折り込みが過剰となる可能性もあるなど、当面は不安定な市場環境が続くと考えています。

投資のソムリエのパフォーマンス、判定局面、資産配分比率の推移 |



※期間: 2024年12月30日～2025年3月31日(日次)

※【上段】投資のソムリエは分配金再投資基準価額を使用。分配金再投資基準価額は換金時の費用・税金などは考慮していません。

※【上段】分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※【上段】安定資産は国内債券、為替ヘッジ先進国債券を均等の比率で合成。リスク性資産は新興国債券、国内株式、先進国株式、新興国株式、国内リート、先進国リート均等の比率で合成しています。各資産の使用指数については、P6の「当資料における使用指数」をご覧ください。

※【下段】資産配分比率は純資産総額に対する各資産のマザーファンドの割合です。安定資産およびリスク性資産への投資はP4の「ファンドの特色」に記載のマザーファンドを通じて実質的に行います。また、当ファンドが直接、株価指数先物取引、債券先物取引等を行う場合は、当該先物取引等の原資産に該当する各資産に含みます。

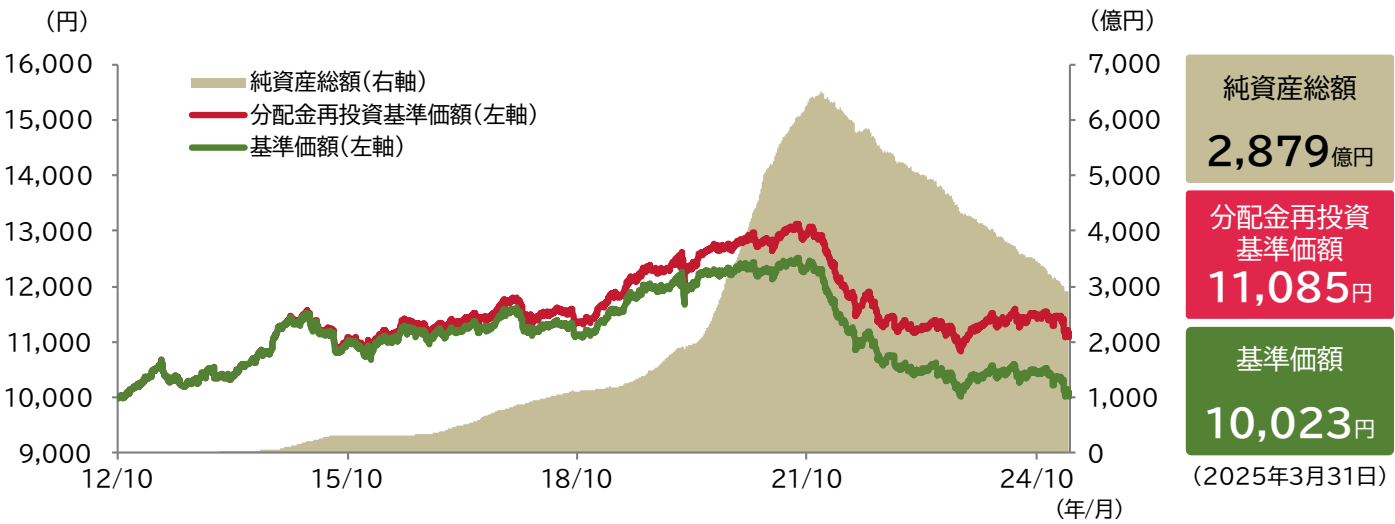
※【下段】資産配分比率の現金等とは、短期国債、コール・ローンなどの短期金融資産等です。なお、端数処理の関係で合計が100%とならない場合があります。

出所: ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報および運用実績、または作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、上記見解は当資料作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。

設定来の運用実績

基準価額等の推移



※期間: 2012年10月25日(ファンド設定日前営業日)～2025年3月31日(日次)
※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
※基準価額は設定日前営業日を10,000円として計算しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

騰落率

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	10年	設定来	リスク (年率)	リターン (年率)
-2.3%	-3.1%	-3.4%	-3.8%	-8.6%	-10.3%	-3.3%	10.9%	3.3%	0.9%

※基準日: 2025年3月31日
※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。
※各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。
※リスクは日次騰落率の標準偏差を、リターンは日次騰落率をもとにそれぞれ年率換算して算出しています。

分配金実績

第1期～第5期 (13/1/11～14/7/11)	第6期～第16期 (15/1/13～20/1/14)	第17期～第25期 (20/7/13～24/7/11)	第26期 (25/1/14)	設定来累計分配金
各0円	各30円	各80円	80円	1,130円

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。
※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの特色（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）

1 / 投資環境の変化を速やかに察知し、 中長期的に安定的なリターンをめざします。

- 主に国内外の公社債、株式および不動産投資信託証券(リート)にマザーファンド*1を通じて実質的に投資し、それぞれの配分比率を適宜変更します。
- 外貨建資産は投資環境に応じて弾力的に対円での為替ヘッジ*2を行い、一部または全部の為替リスクを軽減します。
- *1 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、J-REITインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド
- *2 一部の外貨建資産の通貨については委託会社がその通貨との相関が高いと判断する通貨を用いて、円に対する為替ヘッジを行う「代替ヘッジ」を行うことがあります。為替ヘッジにより、外貨建資産の為替リスクを軽減します。
- ※ 当ファンドは、有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券(ETF)、短期金融資産に投資する場合もあります。

2 / 基準価額の変動リスク*を年率4%程度に抑えながら、 安定的な基準価額の上昇をめざします。

- *価格変動リスクの大きさを表し、この値が小さいほど、価格の変動が小さいことを意味します。
- ※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれを約束するものではありません。また、上記数値は当ファンドの長期的なリスク水準の目標を表すものであり、当ファンドが年率4%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

3 / 年2回決算を行います。

- 毎年1月、7月の各11日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの投資リスク（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

資産配分リスク	当ファンドの実質資産配分において、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合、基準価額が下がる場合があります。当ファンドは短期金融債等の保有比率を増加させることにより、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行います。当手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追随できない場合があります。
株価変動リスク	当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。
金利リスク	一般的に金利が上昇すると債券、リートの価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券、リートに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。
リートの価格変動リスク	リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。当ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。
為替リスク	当ファンドは実質組入外貨建資産について、弾力的に対円での為替ヘッジを行います。為替ヘッジを行わない場合、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。為替ヘッジを行う場合、為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるのではなく為替相場の影響を受ける場合があります。なお、実質組入通貨の直接ヘッジのほか、先進国通貨を用いた代替ヘッジを行う場合があります。その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定されますので、十分な為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該代替通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。
信用リスク	当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。
流動性リスク	当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格と取り引きできないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。
カントリーリスク	当ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

お申込みメモ（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ●ニューヨーク証券取引所の休業日 ●ロンドン証券取引所の休業日 ●フランクフルト証券取引所の休業日 ●ニューヨークの銀行の休業日 ●ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2012年10月26日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ●受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。 ●受益者のために有利であると認める場合。 ●マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合。 ●やむを得ない事情が発生した場合。
決算日	毎年1月および7月の各11日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	当ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となることがあります。

ファンドの費用（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）

投資者が直接的に負担する費用	購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
	換金時手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.54%(税抜1.40%)
	その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 組入資産等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

※上記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。
- 当ファンドは、実質的に株式や債券、不動産投資信託証券(リート)等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

当資料における使用指数

- 【 国 内 債 券 】 NOMURA-BPI総合
- 【 為替ヘッジ先進国債券 】 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジあり)
- 【 新 興 国 債 券 】 JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース、為替ヘッジなし)
- 【 国 内 株 式 】 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 【 先 進 国 株 式 】 MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)
- 【 新 興 国 株 式 】 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)
- 【 国 内 リ ー ト 】 東証REIT指数(配当込み)
- 【 先 進 国 リ ー ト 】 S&P先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)

指数の著作権等

- NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。
- 東証株価指数(TOPIX)、東証REIT指数の指数値および東証株価指数(TOPIX)、東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)、東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)、東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
- MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- S&P先進国 REITインデックスは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCまたはその関連会社の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLC、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングズLLCまたはその関連会社は、いかなる指数の資産クラスまたは市場セクターを正確に代表する能力に関して、明示または黙示を問わずいかなる表明または保証もしません。また、S&P先進国 REITインデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

委託会社およびファンドの関係法人

- <委託会社> アセットマネジメントOne株式会社
- <受託会社> みずほ信託銀行株式会社
- <販売会社> 販売会社一覧をご覧ください

委託会社の照会先

アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター:0120-104-694
 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
 ホームページURL:<https://www.am-one.co.jp/>

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2025年5月1日時点

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	備考
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○		
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○	○	
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号	○				
株式会社北都銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第10号	○				
株式会社荘内銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第6号	○				
株式会社山形銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第12号	○				
株式会社岩手銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第3号	○				
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号	○				
株式会社七十七銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第5号	○		○		
株式会社東邦銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第7号	○				
株式会社群馬銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第46号	○		○		
株式会社足利銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号	○		○		
株式会社常陽銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第45号	○		○		
株式会社筑波銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第44号	○				
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第38号	○				
株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号	○		○		
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○				
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○		
株式会社第四北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号	○		○		
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号	○				
株式会社八十二銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第49号	○		○		
株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社富山銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第1号	○				
株式会社静岡銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号	○		○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号	○				
株式会社清水銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第6号	○				
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社十六銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第7号	○		○		
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社関西西みらい銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第7号	○		○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号	○		○		
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号	○				
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号	○				
株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号	○				
株式会社広島銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号	○		○		
株式会社山口銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第6号	○		○		
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○		
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号	○				
株式会社佐賀銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第1号	○		○		
株式会社宮崎銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第5号	○				
株式会社沖縄銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第1号	○				
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号	○		○		
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	○		○		
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号	○	○	○		
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社北日本銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号	○				
株式会社仙台銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第16号	○				
株式会社大東銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第17号	○				

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。 (原則、金融機関コード順)
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2025年5月1日時点

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	備考
株式会社東和銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第60号	○				
株式会社栃木銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号	○				
株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第56号	○				
株式会社東日本銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第52号	○				
株式会社東京スター銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第579号	○		○		
株式会社長野銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第63号	○				
株式会社富山第一銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第7号	○				
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第15号	○				
株式会社あいち銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第12号	○				
株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号	○				
株式会社みなと銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第22号	○		○		
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	○				
株式会社もみじ銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第12号	○		○		
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第10号	○				
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第7号	○				
株式会社長崎銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第11号	○				
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第10号	○				
株式会社南日本銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第8号	○				
第一勧業信用組合	登録金融機関 関東財務局長(登金)第278号	○				
第一生命保険株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第657号	○	○			
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○	
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○			
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○				
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
OKB証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第191号	○				
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○	
長野証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号	○	○			
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○				
京銀証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第392号	○				
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3198号	○				
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	○				
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○		
大和コネクト証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3186号	○				
篠山証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第16号	○				
CHEER証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3299号	○	○			
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第8号	○				
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	
株式会社スマートプラス	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3031号	○	○		○	
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	○		○		
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第36号	○				
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号	○	○			
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第25号	○				
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

(原則、金融機関コード順)

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2025年5月1日時点

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	備考
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○		
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○			
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号	○				
山形證券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第3号	○				
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○				
PayPay証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2883号	○				
株式会社三十三銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	○				※
株式会社福島銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第18号	○				※
株式会社神奈川銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第55号	○				※
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号	○				※
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○				※
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○				※

●その他にもお取扱いを行っている販売会社があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
※ 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

(原則、金融機関コード順)

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

2025年5月1日時点

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	備考
空知信用金庫	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第21号					
帯広信用金庫	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第15号					
青い森信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第47号					
会津信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第20号					
郡山信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第31号					
白河信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第36号					
ひまわり信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第49号					
福島信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第50号					
高崎信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第237号					
桐生信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第234号					
足利小山信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第217号					
佐野信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第223号					
結城信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第228号					
千葉信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第208号					
横浜信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第198号	○				
川崎信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第190号	○				
平塚信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第196号					
さがみ信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第191号					
朝日信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第143号	○				
さわやか信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第173号	○				
西武信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第162号	○				
城北信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第147号	○				
瀧野川信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第168号					
長野信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第256号	○				
松本信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第257号					
飯田信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第252号					
アルプス中央信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第251号					
富山信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第27号					
金沢信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第15号	○				
のと共栄信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第30号					
はくさん信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第35号					
福井信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第32号					
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第38号					
浜松磐田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第61号					
沼津信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第59号					
三島信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第68号					
富士信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第64号					
遠州信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第28号					
岐阜信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第35号	○				
大垣西濃信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第29号					
関信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第45号					
半田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第62号					
豊田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第55号	○				
滋賀中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第79号					
京都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第52号	○				
大阪シティ信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第47号	○				
北おおさか信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第58号					
きのくに信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第51号					
姫路信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第80号	○				
播州信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第76号	○				

●その他にもお取扱いを行っている販売会社があります。

（原則、金融機関コード順）

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

2025年5月1日時点

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	備考
兵庫信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第81号	○				
尼崎信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第39号	○				
水島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第48号					
玉島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第30号					
広島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第44号	○				
呉信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第25号					
観音寺信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第17号					
愛媛信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第15号					
幡多信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第24号					
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第24号	○				
大牟田柳川信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第20号					
筑後信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第28号					
飯塚信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第16号					
大川信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第19号					
遠賀信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第21号					
佐賀信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第25号					
伊万里信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第18号					
北海道労働金庫	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第38号					
東北労働金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第68号					
中央労働金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第259号					
新潟県労働金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第267号					
長野県労働金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第268号					
静岡県労働金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第72号					
北陸労働金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第36号					
東海労働金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第70号					
近畿労働金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第90号					
中国労働金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第53号					
四国労働金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第26号					
九州労働金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第39号					
沖縄県労働金庫	登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第8号					
株式会社八十二銀行(委託金融商品取引業者 八十二証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第49号	○		○		
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社肥後銀行(委託金融商品取引業者 九 州FG証券株式会社)	登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号	○				
株式会社鹿児島銀行(委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関 九州財務局長(登金)第2号	○				
株式会社京都銀行(委託金融商品取引業者 京 銀証券株式会社)	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社UI銀行(委託金融商品取引業者 きら ぼライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第673号	○				
株式会社きらぼし銀行(委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号	○		○		
株式会社北洋銀行(委託金融商品取引業者 北 洋証券株式会社)	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	○		○		※
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

（原則、金融機関コード順）

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

※ 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。